

医療法人佐田厚生会 佐田病院  
治験・製造販売後臨床試験取扱い規則

福岡市中央区渡辺通2丁目4番28号

医療法人佐田厚生会 佐田病院

病院長 佐田 正之



第6版：2012年8月1日

## 目 次

### 医療法人佐田厚生会 佐田病院

#### 治験・製造販売後臨床試験に係わる標準業務手順書 1

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 治験の原則                    | 1  |
| 第1章 目的と適用範囲              | 2  |
| 第2章 病院長の業務               | 2  |
| 第3章 治験審査委員会              | 7  |
| 第4章 治験責任医師の業務            | 7  |
| 第5章 治験薬等の管理              | 11 |
| 第6章 治験事務局                | 13 |
| 第7章 記録の保存                | 13 |
| 第8章 他の治験審査委員会への治験調査審議の委託 | 14 |

### 医療法人佐田厚生会

#### 佐田病院治験審査委員会標準業務手順書 15

|                |    |
|----------------|----|
| 第1章 治験審査委員会    | 15 |
| 第2章 治験審査委員会事務局 | 20 |
| 第3章 記録の保存      | 21 |

### 医療法人佐田厚生会 佐田病院

#### 治験・製造販売後臨床試験に係わる標準業務手順書 書式集

医療法人佐田厚生会 佐田病院  
治験・製造販売後臨床試験に係わる標準業務手順書  
目 次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 治験の原則                     | 1  |
| 第1章 目的と適用範囲               | 2  |
| 目的と適用範囲                   | 2  |
| 第2章 病院長の業務                | 2  |
| 治験委託の申請等                  | 2  |
| 治験実施の了承等                  | 3  |
| 治験実施の契約等                  | 4  |
| 業務の委託等                    | 4  |
| 治験の継続                     | 4  |
| 治験実施計画の変更                 | 5  |
| 緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱 | 5  |
| 重篤な有害事象の発生                | 5  |
| 重大な安全性に関する情報の入手           | 6  |
| 治験の中止、中断及び終了              | 6  |
| 直接閲覧                      | 6  |
| 第3章 治験審査委員会               | 7  |
| 治験審査委員会及び                 |    |
| 治験審査委員会事務局の設置             | 7  |
| 第4章 治験責任医師の業務             | 7  |
| 治験責任医師の要件                 | 7  |
| 治験責任医師の責務                 | 8  |
| 被験者の同意の取得                 | 9  |
| 被験者に対する医療                 | 11 |
| 治験実施計画書からの逸脱等             | 11 |
| 第5章 治験薬等の管理               | 11 |
| 治験薬の管理                    | 11 |
| 治験機器の管理                   | 12 |
| 第6章 治験事務局                 | 13 |
| 治験事務局の設置及び業務              | 13 |
| 第7章 記録の保存                 | 13 |
| 記録の保存責任者                  | 13 |
| 記録の保存期間                   | 14 |
| 第8章 他の治験審査委員会への治験調査審議の委託  | 14 |
| 他の治験審査委員会への治験調査審議の委託      | 14 |

# 医療法人佐田厚生会 佐田病院 治験審査委員会標準業務手順書

## 目 次

|                  |    |
|------------------|----|
| 第 1 章 治験審査委員会    | 15 |
| 目的と適用範囲          | 15 |
| 治験審査委員会の責務       | 15 |
| 治験審査委員会の設置及び構成   | 16 |
| 治験審査委員会の業務       | 16 |
| 治験審査委員会の運営       | 18 |
| 第 2 章 治験審査委員会事務局 | 20 |
| 治験審査委員会事務局の業務    | 20 |
| 直接閲覧             | 20 |
| 第 3 章 記録の保存      | 21 |
| 記録の保存責任者         | 21 |
| 記録の保存期間          | 21 |

医療法人佐田厚生会 佐田病院  
治験・製造販売後臨床試験に係わる標準業務手順書

治 験 の 原 則

治験は、次に掲げる原則に則って実施されなければならない。

- 1 . 治験は、ヘルシンキ宣言に基づく倫理的原則及びG C P省令を遵守して行うこと。
- 2 . 治験を開始する前に、個々の被験者及び社会にとって期待される利益と予想される危険及び不便とを比較考量するものとする。期待される利益によって危険を冒すことが正当化される場合に限り、治験を開始し継続すべきである。
- 3 . 被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上に対する配慮が最も重要であり、科学と社会のための利益よりも優先されるべきである。
- 4 . 治験薬に関して、その治験の実施を支持するのに十分な非臨床試験及び臨床試験に関する情報が得られていること。
- 5 . 治験は科学的に妥当でなければならず、治験実施計画書にその内容が明確かつ詳細に記載されていること。
- 6 . 治験は、治験審査委員会が事前に承認した治験実施計画書を遵守して実施すること。
- 7 . 被験者に対する医療及び被験者のためになされる医療上の決定に関する責任は、医師又は歯科医師が常に負うこと。
- 8 . 治験の実施に関与する者は、教育、訓練及び経験により、その業務を十分に遂行しうる要件を満たしていること。
- 9 . 全ての被験者から、治験に参加する前に、自由意思によるインフォームド・コンセントを得ること。
- 10 . 治験に関する全ての情報は、正確な報告、解釈及び検証が可能なように記録し、取扱い、及び保存すること。
- 11 . 被験者の身元を明らかにする可能性のある記録は、被験者のプライバシーと秘密の保全に配慮して保護すること。
- 12 . 治験薬の製造、取扱い、保管及び管理は、治験薬G M Pを遵守して行うこと。治験薬は治験審査委員会が事前に承認した治験実施計画書を遵守して使用するものとする。
- 13 . 治験のあらゆる局面の質を保証するための手順を示したシステムを運用すること。
- 14 . 治験に関連して被験者に健康被害が生じた場合には、過失によるものであるか否かを問わず、被験者の損失は適切に補償すること。その際、因果関係の証明等について被験者に負担を課することがないようにすること。

## 第1章 目的と適用範囲

### (目的と適用範囲)

- 第1条 本手順書は、医薬品と臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年3月27日、厚生省令第28号。）医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成17年3月23日、厚生労働省令第36号）及びこれらに関連する通知等（以下、「GCP省令」という）に基づいて、治験依頼者による治験及び製造販売後臨床試験の実施に必要な手続きと運営に関する手順を定めるものである。
- 2 本手順書は、治験依頼者による医薬品の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために行う治験及び厚生労働省令第171号（平成16年12月20日）に定める製造販売後臨床試験並びに厚生労働省令第68号（平成21年4月1日）に定める医療機器の臨床試験に対して適用するものとする。
- 3 医薬品の再審査申請、再評価申請等の際提出すべき資料の収集のための製造販売後臨床試験を行う場合には、本手順書において、「治験」とあるのを「製造販売後臨床試験」と読み替えるものとする。ただし、製造販売後臨床試験として薬事法、厚生労働省令等で別途規定されている事項については、読み替えを行わずに当該部分について規則に準じる。
- 4 医療機器の製造販売承認の申請のための治験を行う場合は、「医薬品」とあるものを「医療機器」に、「治験薬」とあるものを「治験機器」に、「被験薬」とあるものを「被験機器」に、「治験薬概要書」を「治験機器概要書」に、「副作用」を「不具合」に、「GCP省令」の各条項を「医療機器GCP省令」と読み替えるものとする。医療機器の再審査申請、再評価申請等の際提出すべき資料の収集のための製造販売後臨床試験を行う場合には、本手順書において、「治験」とあるのを「製造販売後臨床試験」と読み替えるものとする。ただし、製造販売後臨床試験として薬事法、厚生労働省令等で別途規定されている事項については、読み替えを行わずに当該部分について規則に準じる。
- 5 自ら治験を実施しようとする者は、GCP省令第15条の2から第15条の9、第26条の2から第26条の12並びに第29条第1項2)に関連する通知に基づき、なおかつ本手順書第2章から第5章に準じて手続きを行うものとする。また、本手順書第2章第4条（治験実施の契約等）を除き、本手順書第2章から第5章に記載の「治験依頼者」を「自ら治験を実施しようとする者」と読み替えるものとする（書式も同様の扱いとする）。

## 第2章 病院長の業務

### (治験委託の申請等)

- 第2条 病院長は、事前に治験責任医師から提出された治験分担医師・治験協力者リスト（書式2）を了承し、当該治験分担医師・治験協力者リストを治験責任医師に提出するとともに、その写を

保存すること。また、病院長又は治験責任医師は、治験依頼者に治験分担医師及び治験協力者リストの写を提出すること。

- 2 病院長は、治験実施計画書の内容及び当該治験実施計画書を遵守することについて治験責任医師と治験依頼者との文書による合意が成立した後、治験依頼者に治験依頼書（書式3）とともに、治験責任医師の履歴書（書式1）及び治験実施計画書等の審査に必要な文書を提出させるものとする。
- 3 病院長は、治験期間を通じて、治験審査委員会の審査の対象となる文書を最新のものにしなければならない。治験依頼者から、追加、更新又は改訂された当該文書が提出された場合は治験審査委員会及び治験責任医師に、治験責任医師から、追加、更新又は改訂された当該文書が提出された場合は治験審査委員会及び治験依頼者にそれらの当該文書の全てを速やかに提出するものとする。

（治験実施の了承等）

第3条 病院長は、治験の実施を了承する前に、調査審議する治験審査委員会を決定し、治験審査依頼書（書式4）、治験責任医師の履歴書（書式1）の写及び治験実施計画書等の審査の対象となる文書を治験審査委員会に提出し、治験の実施について治験審査委員会の意見を求めるものとする。

- 2 病院長は、治験審査委員会が治験の実施を承認する決定を下し、又は治験実施計画書、症例報告書の見本（治験実施計画書において、症例報告書に記載すべき事項が十分に読み取れる場合は不要。）同意文書及びその他の説明文書並びにその他の手順について何らかの修正を条件に治験の実施を承認する決定を下し、その旨を通知（書式5）してきた場合は、これに基づく病院長の指示、決定を、治験審査結果通知書（書式5）の写2部により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。なお、病院長の指示、決定が治験審査委員会の決定と異なる場合は、治験審査結果通知書（書式5）の写とともに治験に関する指示・決定通知書（参考書式1）により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
- 3 病院長は、治験審査委員会が修正を条件に治験の実施を承認し、その点につき治験責任医師及び治験依頼者が治験実施計画書等を修正した場合には、治験実施計画書等修正報告書（書式6）及び該当する資料を提出させるものとする。なお、同意文書及びその他の説明文書の修正のみの場合は、治験責任医師より治験実施計画書等修正報告書（書式6）及び該当する資料を提出させるものとする。また、治験実施計画書等修正報告書（書式6）の写と該当する資料を治験審査委員会に提出し、治験審査委員会は修正事項の確認を行う。
- 4 病院長は、治験審査委員会が治験の実施を却下する決定を下し、その旨を通知（書式5）してきた場合は、治験の実施を了承することはできない。病院長は、治験の実施を了承できない旨の病院長の指示、決定を、治験審査結果通知書（書式5）の写2部により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

- 5 病院長は、治験依頼者から治験審査委員会の審査結果を確認するために審査に用いられた治験実施計画書等の文書の閲覧を求める旨の申し出があった場合には、これに応じるものとする。

（治験実施の契約等）

第4条 病院長は、治験審査委員会の意見に基づいて治験の実施を了承した後、治験依頼者と治験契約書（書式 19-1～19-4）。なお、依頼者様式を用いることも可能、以下同様。）により契約を締結し、双方が記名押印又は署名し、日付を付すものとする。

- 2 治験責任医師は、前項の契約書の写を入手し、契約内容を確認する。
- 3 治験審査委員会が修正を条件に治験の実施を承認した場合には、第3条第3項の治験実施計画書等修正報告書（書式 6）により治験審査委員長が修正したことを確認した後に、本条1項に準じて治験契約書（書式 19-1～19-4）により契約を締結するとともに、治験責任医師は本条前項に従うものとする。
- 4 治験契約書の内容を変更する際には、本条第1項に準じて覚書（書式 20）を締結するとともに、治験責任医師は本条第2項に従うものとする。

（業務の委託等）

第5条 病院長は、治験の実施に係る業務の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を記載した文書により当該業務を受託する者と契約を締結しなければならない。

- 1）当該委託に係る業務の範囲
- 2）当該委託に係る業務の手順に関する事項
- 3）前号の手順に基づき当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを確認することが出来る旨
- 4）当該受託者に対する指示に関する事項
- 5）前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたかどうかを確認することができる旨
- 6）当該受託者が行う報告に関する事項
- 7）その他当該委託に係る業務について必要な事項

（治験の継続）

第6条 病院長は、実施中の治験において少なくとも年1回、治験責任医師に治験実施状況報告書（書式 11）を提出させ、治験審査依頼書（書式 4）及び治験実施状況報告書（書式 11）の写を治験審査委員会に提出し、治験の継続について治験審査委員会の意見を求めるものとする。

- 2 病院長は、治験審査委員会の審査結果に基づく病院長の指示、決定を、治験審査結果通知書（書式 5）の写2部により治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。また、病院長の指示、決定が治験審査委員会の決定と異なる場合は、治験審査結果通知書（書式 5）の写とともに

に治験に関する指示・決定通知書（参考書式 1）により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。なお、修正を条件に承認する場合には、第 3 条第 3 項に準じるものとする。

- 3 病院長は、治験審査委員会が実施中の治験の継続審査等において、治験審査委員会が既に承認した事項の取消し（治験の中止又は中断を含む）の決定を下し、その旨を通知（書式 5）してきた場合は、これに基づく病院長の指示、決定を、治験審査結果通知書（書式 5）の写 2 部により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
- 4 病院長は、治験依頼者から治験審査委員会の継続審査等の審査結果を確認するために審査に用いられた治験実施計画書等の文書の閲覧を求める旨の申し出があった場合には、これに応じるものとする。

#### （治験実施計画の変更）

第 7 条 病院長は、治験責任医師及び治験依頼者より治験実施計画変更の申請（書式 10）があった場合、又は治験責任医師より同意文書及びその他の説明文書の改訂のみの申請があった場合（書式 10）には、治験の継続の可否について、治験審査依頼書（書式 4）により治験審査委員会の意見を求め、これに基づく病院長の指示、決定を、治験審査結果通知書（書式 5）の写 2 部により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。なお、病院長の指示、決定が治験審査委員会の決定と異なる場合は、治験審査結果通知書（書式 5）の写とともに治験に関する指示・決定通知書（参考書式 1）により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

- 2 病院長は、治験依頼者より、当院を担当するモニター及び監査担当者等の氏名、職名及び連絡先等の変更及び他施設に関する変更についての報告があった場合は、それを受領し変更を了承するものとする。なお、当該変更報告においては、治験に関する変更申請書（書式 10）の提出は不要とする。

#### （緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱）

第 8 条 病院長は、治験責任医師より被験者の緊急の危険を回避する為その他医療上やむを得ない理由により、緊急の危険を回避する為の治験実施計画書からの逸脱の報告（書式 8）を受けた場合は、治験の継続の可否について、治験審査依頼書（書式 4）により治験審査委員会の意見を求め、これに基づく病院長の指示、決定を治験審査結果通知書（書式 5）の写 2 部により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。なお、病院長の指示、決定が治験審査委員会の決定と異なる場合は、治験審査結果通知書（書式 5）の写とともに治験に関する指示・決定通知書（参考書式 1）により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。また、緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する通知書（書式 9）により治験依頼者の検討結果を入手するものとする。

#### （重篤な有害事象の発生）

第 9 条 病院長は、治験責任医師より重篤な有害事象発生の報告（医薬品治験の場合：書式 12-1・-2、（製造販売後臨床試験においては書式 13-1・-2）なお書式 12-2、13-2 は治験依頼者様式でも

可) 重篤な有害事象及び不具合に関する報告書(医療機器治験の場合:書式14(製造販売後臨床試験においては書式15)があった場合は、治験の継続の可否について、治験審査依頼書(書式4)により治験審査委員会の意見を求め、これに基づく病院長の指示、決定を、治験審査結果通知書(書式5)の写2部により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。なお、病院長の指示、決定が治験審査委員会の決定と異なる場合は、治験審査結果通知書(書式5)の写とともに治験に関する指示・決定通知書(参考書式1)により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

#### (重大な安全性に関する情報の入手)

第10条 病院長は、治験依頼者より安全性に関する報告書(書式16)を入手した場合は、治験の継続の可否について、治験審査依頼書(書式4)により治験審査委員会の意見を求め、これに基づく病院長の指示、決定を治験審査結果通知書(書式5)の写2部により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。なお、病院長の指示、決定が治験審査委員会の決定と異なる場合は、治験審査結果通知書(書式5)の写とともに治験に関する指示・決定通知書(参考書式1)により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

なお、被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある重大な情報とは、薬事法施行規則第273条第1項に基づき、既知・未知の情報に係わらず、以下のものが含まれる。

- 1) 死亡又は死亡につながるおそれのあるもの
- 2) 治療のための入院・入院期間の延長が必要とされる症例、障害・障害につながるおそれのあるもの
- 3) 1)又は2)に準じて重篤、先天異常等
- 4) 1)から3)のいずれにも該当しない(重篤ではない)
  - (1) 定期報告(医薬品臨床試験の場合)
  - (2) 研究報告
  - (3) 措置報告
  - (4) 使用上の注意改訂のお知らせ

#### (治験の中止、中断及び終了)

第11条 病院長は、治験依頼者が治験の中止又は中断、若しくは被験薬の開発中止を決定し、その旨を文書(書式18)で通知してきた場合は、その写2部により、速やかに治験責任医師及び治験審査委員会に通知するものとする。

- 2 病院長は、治験責任医師が治験を終了、中止又は中断し、その旨を報告(書式17)してきた場合は、その写2部により、速やかに治験依頼者及び治験審査委員会に通知するものとする。

#### (直接閲覧)

第12条 病院長は、治験依頼者によるモニタリング及び監査、並びに治験審査委員会及び規制当局による調査を受け入れるものとする。これらの場合には、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は規制当局の求めに応じ、原資料等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供するものとする。

### 第3章 治験審査委員会

( 治験審査委員会及び治験審査委員会事務局の設置 )

第13条 病院長は、治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審議を行わせるため、治験審査委員会を院内に設置する。

- 2 病院長は、治験審査委員会の委員を指名し、治験審査委員会と協議の上、治験審査委員会の運営の手続き及び記録の保存に関する業務手順書を定めるものとする。  
なお、治験依頼者から、治験審査委員会の業務手順書及び委員名簿の提示を求められた場合には、これに応じるものとする。
- 3 病院長は、自らが設置した治験審査委員会に出席することはできるが、委員になること並びに審議及び採決に参加することはできない。
- 4 病院長は、治験審査委員会の業務の円滑化を図るため、治験審査委員会の運営に関する事務及び支援を行う者を指名し、治験審査委員会事務局を設置するものとする。

### 第4章 治験責任医師の業務

( 治験責任医師の要件 )

第14条 治験責任医師は、以下の要件を満たさなくてはならない。

- 1 ) 治験責任医師は、教育・訓練及び経験によって、治験を適正に実施しうる者でなければならない。また、治験責任医師は、このことを証明する最新の履歴書(書式1)及び必要に応じてその他の適切な文書を、病院長及び治験依頼者に提出するものとする。
- 2 ) 治験責任医師は、治験依頼者と合意した治験実施計画書、最新の治験薬概要書、製品情報及び治験依頼者が提供するその他の文書に記載されている治験薬の適切な使用法に十分精通していなければならない。
- 3 ) 治験責任医師は、薬事法第14条第3項及び第80条の2に規定する基準並びにGCP省令を熟知し、これを遵守しなければならない。
- 4 ) 治験責任医師は、治験依頼者によるモニタリング及び監査並びに治験審査委員会並びに規制当局による調査を受け入れなければならない。治験責任医師は、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は規制当局の求めに応じて、原資料等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供しなければならない。
- 5 ) 治験責任医師は、合意された募集期間内に必要数の適格な被験者を集めることが可能であることを過去の実績等により示すことができないなければならない。
- 6 ) 治験責任医師は、合意された期間内に治験を適正に実施し、終了するに足る時間を有していなければならない。

- 7) 治験責任医師は、治験を適正かつ安全に実施するため、治験の予定期間中に十分な数の治験分担医師及び治験協力者等の適格なスタッフを確保でき、また適切な設備を利用できなければならない。
- 8) 治験責任医師は、治験関連の重要な業務の一部を治験分担医師又は治験協力者に分担させる場合には、分担させる業務と分担させる者のリスト（書式2）を作成し、治験実施計画書と共に予め病院長に提出し、病院長の下承を受けなければならない。
- 9) 治験責任医師は、治験分担医師、治験協力者等に、治験実施計画書、治験薬及び各人の業務について十分な情報を与え、指導及び監督しなければならない。
- 10) 治験責任医師は、被験薬の有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために必要な情報、被験薬について、当該被験薬の副作用によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生等に該当する事項を知った際には、治験分担医師及び治験協力者に、各人の業務について十分な情報を与え、指導及び監督しなければならない。

#### （治験責任医師の責務）

第15条 治験責任医師は次の事項を行う。

- 1) 被験者の選定に当たり、人権保護の観点から、治験実施計画書に定められた選択基準及び除外基準に基づき、被験者の健康状態、症状、年齢、性別、同意能力、治験責任医師等との依存関係、他の治験への参加の有無等を考慮の上、治験に参加を求めることの適否を慎重に検討すること。
- 2) 同意能力を欠く者については、当該治験の目的上、被験者とすることがやむを得ない場合を除き、原則として被験者とししないこと。
- 3) 社会的に弱い立場にある者を被験者とする場合には、特に慎重な配慮を払わなくてはならないこと。
- 4) 治験実施計画書について治験依頼者と合意する前に、治験依頼者から提供される治験実施計画書案及び最新の治験薬概要書その他必要な資料・情報に基づき治験依頼者と協議し、当該治験を実施することの倫理的及び科学的妥当性について十分検討すること。その後、治験実施計画書を遵守して治験を実施することについて、治験依頼者と合意すること。治験実施計画書を改訂する場合も同様である。
- 5) 治験実施の申請をする前に、治験依頼者の協力を得て、被験者から治験の参加に関する同意を得るために用いる同意文書及びその他の説明文書を作成する。
- 6) 治験実施前及び治験期間を通じて、治験審査委員会の審査の対象となる文書のうち、治験責任医師が提出すべき文書を最新のものにすること。当該文書が追加、更新又は改訂された場合は、その全てを速やかに病院長に提出すること。
- 7) 治験依頼の申し出があった場合、治験依頼者との合意を行う。
- 8) 治験審査委員会が治験の実施又は継続を承認し、又は何らかの修正を条件に治験の実施又は継続を承認し、これに基づく病院長の指示、決定が文書（書式5）で通知された後に、その決定に従って治験を開始又は継続する。又は、治験審査委員会が実施中の治験に関して承認した事項を取消し（治験の中止又は中断を含む）これに基づく病院長の指示、決定が文書で通知（書式5）された場合には、その決定に従うこと。

- 9) 治験審査委員会が当該治験の実施を承認し、これに基づく病院長の指示、決定が文書で通知（書式 5）される前に、被験者を治験に参加させてはならない。
- 10) 本手順書第 18 条で規定する場合を除いて、治験実施計画書を遵守して治験を実施すること。
- 11) 治験薬を承認された治験実施計画書を遵守した方法のみで使用する。
- 12) 治験薬の正しい使用法を各被験者に説明、指示し、当該治験薬にとって適切な間隔で、各被験者が説明された指示を正しく守っているか否かを確認すること。
- 13) 実施中の治験において少なくとも年 1 回、又は治験審査委員会の求めに応じてそれ以上の頻度で、病院長に治験実施状況報告書（書式 11）を提出すること。
- 14) 治験の実施に重大な影響を与え、又は被験者の危険を増大させるような治験のあらゆる変更を行った場合には、病院長に速やかに報告書（書式 10）を提出する。
- 15) 治験実施中に重篤な有害事象が発生した場合は、速やかに病院長及び治験依頼者に文書（書式 12-1・-2（製造販売後臨床の場合は書式 13-1・-2）なお書式 12-2、13-2 は治験依頼者様式でも可）で報告するとともに、治験の継続の可否について、治験審査委員会の審査結果に基づく病院長の指示、決定（書式 5）を受けること。
- 16) 治験が何らかの理由で中止又は中断された場合には、被験者に速やかにその旨を通知し、被験者に対する適切な治療及び事後処理を保証すること。
- 17) 治験実施計画書の規定に従って症例報告書を作成し、その内容を点検して問題がないことを確認した後に、記名押印又は署名し、治験依頼者に提出すること。なお、治験依頼者へ提出した症例報告書の写を保存すること。治験分担医師が作成した症例報告書についても同様の手順とする。また、治験分担医師が行った症例報告書の変更または修正の場合も同様とする。
- 18) 治験を終了した場合、速やかに病院長に治験の終了報告書（書式 17）を提出すること。なお、治験が中止又は中断された場合においても同様の手続きを行うこと。
- 19) 治験の実施に係る文書又は記録を病院長の指示に従って保存すること。なお、これらの保存の対象となる記録には、治験の実施に関する重要な事項について行われた治験依頼者との書簡、会合、電話連絡等に関するものを含む。

#### （被験者の同意の取得）

第 16 条 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、被験者に対して同意文書及びその他の説明文書を用いて十分に説明し、治験への参加について自由意思による同意を文書により得るものとする。

- 2 同意文書には、説明を行った治験責任医師又は治験分担医師、被験者が記名押印又は署名し、各自日付を記入するものとする。なお、治験協力者が補足的な説明を行った場合には、当該治験協力者も記名押印又は署名し、日付を記入するものとする。
- 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、前項の規定に従って記名押印又は署名と日付が記入された同意文書の写及びその他の説明文書を被験者に渡さなければならない。また、被験者が治験に参加している間に、同意文書及びその他の説明文書が改訂さ

れた場合は、その都度、第1項の規定に従って自由意思による同意を文書により得るとともに、新たに第2項の規定に従って記名押印又は署名と日付を記入した同意文書の写及び改訂されたその他の説明文書を被験者に渡さなければならない。

- 4 治験責任医師、治験分担医師及び治験協力者は、治験への参加又は治験への参加の継続に関し、被験者に強制したり又は不当な影響を及ぼしてはならない。
- 5 同意文書及びその他の説明文書並びに説明に関して口頭で提供される情報には、被験者に権利を放棄させるかそれを疑わせる語句、又は治験責任医師、治験分担医師、治験協力者、医療機関、治験依頼者の法的責任を免除するかそれを疑わせる語句が含まれていてはならない。
- 6 口頭及び文書による説明並びに同意文書には、被験者が理解可能で、可能な限り非専門的な言葉が用いられていなければならない。
- 7 治験責任医師又は治験分担医師は、同意を得る前に、被験者が質問をする機会と、治験に参加するか否かを判断するのに十分な時間を与えなければならない。その際、当該治験責任医師、治験分担医師又は補足的説明者としての治験協力者は、全ての質問に対して被験者が満足するよう答えなければならない。
- 8 被験者の同意に関連し得る新たな重要な情報が得られた場合には、治験責任医師は、速やかに当該情報に基づき同意文書及びその他の説明文書を改訂し、予め治験審査委員会の承認を得なければならない。また、治験責任医師又は治験分担医師は、すでに治験に参加している被験者に対しても、当該情報を速やかに被験者に伝え、治験に継続して参加するか否かについて、被験者の意思を確認するとともに、改訂された同意文書及びその他の説明文書を用いて改めて説明し、治験への参加の継続について被験者から自由意思による同意を文書で得なければならない。

注) 被験者の同意に関連し得る新たな重要な情報には、被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある重大な情報の他に、当該被験者に対する新たな他の治療方法に関する情報も含まれる。(第10条参照)

- 9 治験に継続して参加するか否かについての被験者の意思に影響を与える可能性のある情報(第8項の注に記載した情報も含まれる)が得られた場合には、治験責任医師又は治験分担医師は、当該情報を速やかに被験者に伝え、治験に継続して参加するか否かについて被験者の意思を確認しなければならない。この場合、当該情報が被験者に伝えられたことを文書に記録しなければならない。
- 10 被験者の同意取得が困難な場合、非治療的治験を実施する場合、緊急状況下における救命的治験の場合及び被験者が同意文書等を読めない場合については、GCP省令第50条、第52条及び第55条を遵守する。

(被験者に対する医療)

第 17 条 治験責任医師は、治験に関連する医療上の全ての判断に責任を負うものとする。

- 2 病院長及び治験責任医師は、被験者の治験参加期間中及びその後を通じ、治験に関連した臨床問題となる全ての有害事象に対して、十分な医療が被験者に提供されることを保証するものとする。また、治験責任医師又は治験分担医師は、有害事象に対する医療が必要となったことを知った場合には、被験者にその旨を伝えなければならない。
- 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者に他の主治医がいるか否かを確認し、被験者の同意のもとに、主治医に被験者の治験への参加について知らせなければならない。
- 4 被験者が治験の途中で参加を取り止めようとする場合、又は取り止めた場合には、被験者はその理由を明らかにする必要はないが、治験責任医師又は治験分担医師は、被験者の権利を十分に尊重した上で、その理由を確認するための適切な努力を払わなければならない。

(治験実施計画書からの逸脱等)

第 18 条 治験責任医師又は治験分担医師は、治験依頼者との事前の文書による合意及び治験審査委員会の事前の審査に基づく文書による承認を得ることなく、治験実施計画書からの逸脱又は変更を行ってはならない。ただし、被験者の緊急の危険を回避するためその他医療上やむを得ないものである場合又は治験の事務的事項(例：治験依頼者の組織・体制変更、当院の名称・診療科名の変更、当院及び治験依頼者の所在地又は電話番号の変更、治験責任医師の職名変更、モニターの変更)のみに関する変更である場合には、この限りではない。

- 2 治験責任医師又は治験分担医師は、治験実施計画書から逸脱した行為を理由のいかんによらず全て記録しなければならない。(緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱の場合は書式 8 を使用し、その他の場合は、診療録に記録する。)
- 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者の緊急の危険を回避するためその他医療上やむを得ない事情のために、治験依頼者との事前の文書による合意及び治験審査委員会の事前の承認なしに治験実施計画書からの逸脱又は変更を行うことができる。その際には、治験責任医師は、逸脱又は変更の内容及び理由並びに治験実施計画書の改訂が適切な場合には、その案を可能な限り早急に治験依頼者並びに病院長及び病院長を経由して治験審査委員会に提出してその承認を得るとともに、病院長の下承及び病院長を経由して治験依頼者の合意を文書(書式 9)で得なければならない。

## 第 5 章 治験薬等の管理

(治験薬の管理)

第 19 条 治験薬の管理責任は、病院長が負うものとする（製造販売後臨床試験を市販品を用いて実施する場合は、本条は除外規定である）。

- 2 病院長は、治験薬を保管、管理させるため治験薬管理者を指名し、当院で実施される全ての治験の治験薬を管理させるものとする。

なお、治験薬管理者は必要に応じて治験薬管理補助者を指名し、治験薬の保管、管理を行わせることができる。

- 3 治験薬管理者は、治験依頼者が作成した治験薬の取扱い及び保管、管理並びにそれらの記録に際して従うべき指示を記載した手順書に従って、また G C P 省令を遵守して適正に治験薬を保管、管理する。

- 4 治験薬管理者は次の業務を行う。

- 1 ) 治験薬を受領し、治験薬受領書を発行する。
- 2 ) 治験薬の保管、管理及び払い出しを行う。
- 3 ) 治験薬管理表及び必要に応じて治験薬出納表を作成し、治験薬の使用状況及び治験進捗状況を把握する。
- 4 ) 被験者からの未服用治験薬の返却記録を作成する。
- 5 ) 未使用治験薬（被験者からの未服用返却治験薬、使用期限切れ治験薬、欠陥品を含む）を治験依頼者に返却し、未使用治験薬返却書を発行する。
- 6 ) その他、第 3 項の治験依頼者が作成した手順書に従う。

- 5 治験薬管理者は、治験実施計画書に規定された量の治験薬が被験者に投与されていることを確認する。

#### （治験機器の管理）

第 20 条 治験機器の管理責任は、病院長が負うものとする。

- 2 病院長は、治験機器を保管、管理させるため治験機器管理者を指名し、病院内で実施される全ての治験の治験機器を管理させるものとする。

なお、治験機器管理者は必要に応じて治験機器管理補助者を指名し、治験機器の保管、管理を行わせることができる。

- 3 治験機器管理者は、治験依頼者が作成した治験機器の取扱い及び保管、管理、保守点検並びにそれらの記録に際して従うべき指示を記載した手順書に従って、また G C P 省令を遵守して適正に治験機器を保管、管理する。

- 4 治験機器管理者は次の業務を行う。

- 1 ) 治験機器を受領し、治験機器受領書を発行する。
- 2 ) 治験機器の保管、管理、保守点検及び払い出しを行う。

- 3) 治験機器管理表及び治験機器出納表を作成し、治験機器の使用状況及び治験進捗状況を把握する。
  - 4) 被験者からの未使用治験機器の返却記録を作成する。
  - 5) 未使用治験機器（被験者からの未使用返却治験機器、使用期限切れ治験機器、不具合品を含む）を治験依頼者に返却し、未使用治験機器返却書を発行する。
  - 6) その他、第3項の治験依頼者が作成した手順書に従う。
- 5 治験機器管理者は、治験実施計画書に規定された数量の治験機器が被験者に使用されていることを確認する。

## 第6章 治験事務局

### （治験事務局の設置及び業務）

第21条 病院長は、治験の実施に関する事務及び支援を行う者を指名し、治験事務局を設けるものとする。なお、治験事務局は治験審査委員会事務局を兼ねるものとする。

- 2 治験事務局は、病院長の指示により、次の業務を行うものとする。
  - 1) 治験審査委員会の委員の指名に関する業務（委員名簿の作成を含む）
  - 2) 治験依頼者に対する必要書類の交付と治験依頼手続きの説明
  - 3) 治験依頼書及び治験審査委員会が審査の対象とする審査資料の受付
  - 4) 治験審査結果に基づく病院長の治験の決定に関する通知書の作成と治験依頼者及び治験責任医師への通知書の交付（治験審査委員会の審査結果を確認するために必要とする文書の治験依頼者への交付を含む）
  - 5) 治験契約に係わる手続き等の業務
  - 6) 治験終了（中止）報告書の受領及び治験依頼者及び治験審査委員会への通知
  - 7) 記録の保存
  - 8) 治験の実施に必要な手続き及び書類の作成
  - 9) その他治験に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

## 第7章 記録の保存

### （記録の保存責任者）

第22条 病院長は、当院において保存すべき治験に係る文書等の保存責任者を指名するものとする。

- 2 病院長又は記録の保存責任者は、当院において保存すべき治験に係る文書等が第23条第1項に定める期間中に紛失又は廃棄されることがないように、また、求めに応じて提示できるよう措置を講じるものとする。

(記録の保存期間)

第 23 条 病院長は、当院において保存すべき治験に係る文書等を、1) 又は 2) の日のうち後の日まで  
の間保存するものとする。ただし、治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合に  
は、保存期間及び保存方法について治験依頼者と協議するものとする。

1) 当該被験薬に係る製造販売承認日(開発が中止された又は臨床試験の試験成績に関する資  
料が申請書に添付されないことが決定した旨の通知を受けた日から 3 年が経過した日)

2) 治験の中止又は終了後 3 年が経過した日

2 病院長は、治験依頼者より前項にいう承認取得開発中止あるいは、開発中止等の連絡を受ける  
ものとする。(書式 18)

## 第 8 章 他の治験審査委員会への治験調査審議の委託

(他の治験審査委員会への治験調査審議の委託)

第 24 条 病院長は、G C P 省令第 27 条に基づき、治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審  
議を、院外に設置された治験審査委員会(以下、外部治験審査委員会という)に委託すること  
ができる。

2 病院長は、調査審議を委託する前に委託する外部治験審査委員会の標準業務手順書及び委員名  
簿を入手し、当該外部治験審査委員会が G C P 省令に適合していることを確認する。

3 病院長は、調査審議を委託するにあたり、予め、次に掲げる事項を記載した文書により当該外  
部治験審査委員会の設置者との契約を締結しなければならない。

1) 当該契約を締結した年月日

2) 当院及び当該外部治験審査委員会の設置者の名称及び所在地

3) 当該契約に係る業務の手順に関する事項

4) 当該外部治験審査委員会が意見を述べるべき期限

5) 被験者の秘密の保全に関する事項

6) 業務終了後も治験審査委員会で継続して保存すべき文書又は記録及びその期間

7) 他の医療機関が行う調査及び規制当局による調査の受け入れ、またそれらの求めに応じて  
治験審査委員会が保存すべき文書又は記録の全ての記録を直接閲覧に供すること

8) その他必要な事項

4 治験審査委員会への調査審議の委託及び結果の報告については、当該外部治験審査委員会の標  
準業務手順書に従う。

以 上

# 医療法人佐田厚生会 佐田病院 治験審査委員会標準業務手順書

## 第1章 治験審査委員会

### (目的と適用範囲)

- 第1条 本手順書は医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日、厚生省令第28号。) 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年3月23日、厚生労働省令第36号。)及びこれらに関連する通知等(以下、「GCP省令」という)に基づいて、治験審査委員会の運営に関する手続き及び記録の保存方法を定めるものである。
- 2 本手順書は、治験依頼者による医薬品の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために行う治験及び厚生労働省令第171号(平成16年12月20日)に定める製造販売後臨床試験並びに厚生労働省第68号(平成21年4月1日)に定める医療機器の臨床試験に対して適用するものとする。
- 3 医薬品の再審査申請、再評価申請の際提出すべき資料の収集のための製造販売後臨床試験を行う場合には、本手順書において、「治験」とあるのを「製造販売後臨床試験」と読み替えるものとする。ただし、製造販売後臨床試験として薬事法、厚生労働省令等で別途規定されているものについては、読み替えを行わずに当該部分について規則に準じる。
- 4 医療機器の製造販売承認の申請のための治験を行う場合は、「医薬品」とあるものを「医療機器」に、「治験薬」とあるものを「治験機器」に、「被験薬」とあるものを「被験機器」に、「治験薬概要書」を「治験機器概要書」に、「副作用」を「不具合」に、「GCP省令」の各条項を「医療機器GCP省令」と読み替えるものとする。医療機器の再審査申請、再評価申請等の際提出すべき資料の収集のための製造販売後臨床試験を行う場合には、本手順書において、「治験」とあるのを「製造販売後臨床試験」と読み替えるものとする。ただし、製造販売後臨床試験として薬事法、厚生労働省令等で別途規定されている事項については、読み替えを行わずに当該部分について規則に準じる。
- 5 自ら治験を実施しようとする者は、GCP省令第15条の2から第15条の9、第26条の2から第26条の12並びに第29条第1項2)に関連する通知に基づき、なおかつ本手順書第2章から第5章に準じて手続きを行うものとする。また、本手順書第2章第4条(治験実施の契約等)を除き、本手順書第2章から第5章に記載の「治験依頼者」を「自ら治験を実施しようとする者」と読み替えるものとする(書式も同様の扱いとする)。

### (治験審査委員会の責務)

- 第2条 治験審査委員会は、ヘルシンキ宣言に基づく倫理的原則、GCP省令、薬事法(昭和35年8月10日、法律第145号)に従って、全ての被験者の人権、安全及び福祉を保護しなければならない。

- 2 治験審査委員会は、社会的に弱い立場にある者を被験者とする可能性のある治験には特に注意を払わなければならない。
- 3 治験審査委員会は、倫理的、科学的及び医学的・薬学的妥当性の観点から治験の実施及び継続等について審査を行わなければならない。

（治験審査委員会の設置及び構成）

第3条 治験審査委員会は、病院長が指名する男女両性の者で構成するものとする。なお、病院長は治験審査委員に出席することはできるが、治験審査委員になること並びに審議及び採決には参加できない。

- 2 委員の任期は2年とするが、再任は妨げない。
- 3 委員長及び副委員長は委員の中から病院長が指名する。委員長及び副委員長の任期は2年とするが、再任は妨げない。

（治験審査委員会の業務）

第4条 治験審査委員会は、その責務の遂行のために、次の最新の資料を病院長から入手しなければならない。

- 1）治験実施計画書（治験責任医師と治験依頼者が合意したもの）
  - 2）症例報告書の見本（治験責任医師と治験依頼者が合意したもの。但し、治験実施計画書において、症例報告書に記載すべき事項が十分に読み取れる場合は、当該治験実施計画書をもって症例報告書の見本に関する事項を含むものとする）
  - 3）同意文書及びその他の説明文書（治験責任医師が治験依頼者の協力を得て作成したもの）
  - 4）被験者の募集手順（広告等）に関する資料（募集する場合）
  - 5）治験薬概要書（製造販売後臨床試験の場合は添付文書）
  - 6）被験者の安全等に係わる報告
  - 7）被験者への支払いに関する資料（支払いがある場合）
  - 8）被験者の健康被害に対する補償に関する資料
  - 9）治験責任医師の履歴書（治験責任医師の要件を満たすことを示す文書を含む）
  - 10）治験分担医師となるべき者の氏名を記載した文書（必要に応じて治験分担医師の履歴書）
  - 11）治験の現況の概要に関する資料（継続審査等の場合）
  - 12）その他治験審査委員会が必要と認める資料
- 2 治験審査委員会は、次の事項について調査・審議し、記録を作成する。
    - 1）治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的・薬学的観点からの妥当性に関する事項

- (1) 実施医療機関が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置を採ることができる等、当該治験を適切に実施できること
  - (2) 治験責任医師及び治験分担医師が当該治験を実施する上で適格であるか否かを最新の履歴書により検討すること
  - (3) 治験の目的、計画及び実施が妥当なものであること
  - (4) 被験者の同意を得るに際しての同意文書及びその他の説明文書の内容が適切であること(同意文書及びその他の説明文書の記載内容が、被験者に理解しやすく、かつ十分な説明がなされているか、定められた説明事項が適切な表現で記載されているか否か。  
なお、被験者の人権、安全及び福祉を保護する上で追加の情報が意味のある寄与をする  
と判断した場合には、同意文書及びその他の説明文書に求められる事項( G C P 省令第 51 条 ) 以上の情報を被験者に提供するように要求する。)
  - (5) 被験者の同意を得る方法が適切であること
    - (特に被験者の同意取得が困難な場合、非治療的な治験、緊急状況下における救命的治験及び被験者が同意文書等を読めない場合にあっては、G C P 省令第 50 条、第 52 条及び第 55 条に示された内容が説明又は遵守されているか)
  - (6) 被験者への健康被害に対する補償の内容が適切であること
    - (実施医療機関、治験責任医師又は治験依頼者の過失によるものであるか否かを問わず被験者の損失が補償されるか否か。)
  - (7) 被験者に対する支払いがある場合には、その内容・方法が適切であること
    - (支払がある場合は、支払いの方法、その時期、金額等が同意文書及びその他の説明文書に記述されていることと、その内容が適正であるか否かを審議する)
  - (8) 被験者の募集手順(広告等)がある場合には、募集の方法が適切であること
- 2) 治験実施中又は終了時に行う調査・審議事項
- (1) 被験者の同意が適切に得られていること
  - (2) 以下にあげる治験実施計画書の変更の妥当性と
    - 被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書からの逸脱又は変更
    - 被験者に対する危険を増大させるか又は治験の実施に重大な影響を及ぼす治験に関するあらゆる変更(投与量の増量、投与期間の延長などをいう)
  - (3) 治験実施中に実施医療機関で発生した重篤な有害事象
  - (4) 被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある新たな、もしくは重大な情報について検討し、当該治験の継続の可否を審議すること
    - なお、重大な情報とは、薬事法施行規則第 273 条第 1 項に基づき、以下のものが含まれる。
      - 死亡又は死亡につながるおそれのあるもの
      - 治療のための入院・入院期間の延長が必要とされる症例、障害・障害につながるおそれのあるもの
      - 又は に準じて重篤、先天異常等
      - から のいずれにも該当しない(重篤ではない)
  - (7) 定期報告 (医薬品臨床試験の場合)

- (イ) 研究報告
  - (ウ) 措置報告
  - (エ) 使用上の注意改訂のお知らせ
  - (5) 治験期間中、審査の対象となる文書が追加、更新又は改訂され、治験実施計画変更の申請（書式 10）とともに提出された場合
  - (6) 実施中の治験の実施状況について、被験者に対する危険の程度に応じて、少なくとも一年に 1 回以上調査すること
  - (7) 治験の終了、治験の中止又は中断及び開発の中止を確認すること
- 3 ) その他治験審査委員会が求める事項

- 3 治験審査委員会は、治験責任医師に対して治験審査委員会が治験の実施を承認し、これに基づく病院長の決定が文書で通知される前に被験者を治験に参加させないように求めるものとする。また、治験審査委員会は、治験責任医師に対して被験者に対する緊急の危険を回避するために必要な場合、又は変更が事務的事項に関するものである場合（例：治験依頼者の組織・体制の変更、実施医療機関の名称・診療科名の変更、実施医療機関及び治験依頼者の所在地又は電話番号の変更、治験責任医師の職名の変更、モニターの変更）を除き、治験審査委員会からの承認の文書を得る前に、治験実施計画書からの逸脱又は変更を開始しないように求めるものとする。

#### （治験審査委員会の運営）

- 第 5 条 治験審査委員会は、原則として月一回開催する。但し、病院長から速やかに意見を求められた場合（例：治験の実施に影響を与えるもので、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性があり、被験者への危険を増大させる変更があった場合）には、随時委員会を開催することができる。
- 2 治験審査委員会の開催にあたっては、あらかじめ治験審査委員会事務局から原則として 1 週間前に文書で委員長及び各委員に通知するものとする。
- 3 治験審査委員会は、以下の要件を全て満たす会議においてのみ、その意思を決定できるものとする。
- 1) 委員の過半数なおかつ少なくとも 5 人以上の委員からなること
  - 2) 少なくとも委員の 1 人は、自然科学以外の領域に属していること（医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有するもの以外の者が加えられていること）
  - 3) 少なくとも委員の 1 人（ 2 ）に該当するものを除く）は、実施医療機関及び治験の実施に係わるその他の施設とは関係を有していないこと（実施医療機関と利害関係を有しない者が加えられていること）
  - 4) 少なくとも委員の 1 人（ 2 ）に該当するものを除く）は、病院長と関係を有していないこと
- 4 採決に当たっては、審議に参加した委員のみが採決への参加を許されるものとする。

なお、審議及び採決には委員の過半数ただし最低でも 5 人以上の委員の出席を必要とする。

- 5 当該治験の治験依頼者と関係のある委員（治験依頼者の役員又は職員、その他の治験依頼者と密接な関係を有するもの）及び治験責任医師と関係のある委員（治験分担医師又は治験協力者）は、その関与する治験について情報を提供することは許されるが、当該治験に関する事項の審議及び採決への参加はできないものとする。
- 6 委員長が特に必要と認める場合には、委員以外の特別な分野の専門家を委員会に出席させて意見を聴くことができる。
- 7 採決は出席した委員全員の合意を原則とする。
- 8 判定は次の各号のいずれかによる。
  - 1) 承認
  - 2) 修正の上で承認
  - 3) 却下
  - 4) 既承認事項の取り消し
  - 5) 保留
- 9 病院長は治験審査委員会の審査結果について異議ある場合には、理由書を添えて治験審査委員会に再審査を請求することができる。
- 10 治験審査委員会は、審議及び採決に参加した委員名簿（各委員の資格及び職名を含む）に関する記録及び審議記録を作成し保存するものとする。
- 11 治験審査委員会は、審議終了後速やかに病院長に、治験審査結果通知書（書式 5）により報告する。
- 12 治験審査委員会は、承認済の治験について、変更内容が治験期間内の軽微な変更の場合には、迅速審査を行うことができる。迅速審査の対象か否かの判断は治験審査委員長が行う。  
ここで進行中の治験にかかわる軽微な変更とは、治験の実施に影響を与えない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性がなく、被験者への危険を増大させない変更をいう。迅速審査の対象は、治験依頼者の組織・体制の変更、治験の期間が 1 年を超えない場合の治験契約期間の延長、実施（契約）症例数の追加又は治験分担医師の追加・削除等とする。  
なお、モニター及び監査担当者等の氏名、職名及び連絡先等の変更及び他施設に関する変更については、病院長への報告のみ行うことも可能とする。なお、当該変更報告においては治験実施計画変更の申請（書式 10）は不要とする。  
迅速審査は、治験審査委員長が行い、本条第 8 項に従って判定し、第 11 項に従って病院長に報告する。治験審査委員長は、次の治験審査委員会で迅速審査の内容と判定を報告する。

- 13 治験審査委員長が不在時又は審議及び採決に参加できない場合は、副委員長が委員長の職務を代行する。

## 第2章 治験審査委員会事務局

### ( 治験審査委員会事務局の業務 )

第6条 治験審査委員会事務局は、病院長が設置した当院治験事務局がその業務を兼ねるものとする。

- 2 治験審査委員会事務局は、治験審査委員長の指示により、次の業務を行うものとする。

- 1 ) 当該手順書及び委員名簿（職業、資格及び所属を含む）の作成
- 2 ) 治験審査委員会の開催準備（開催日程の決定、委員への通知等を含む）
- 3 ) 治験審査委員会の審議等の記録（審議の結果、審議・採決に参加した委員構成、質疑・応答を含む議事要旨）及びその概要の作成  
なお、記録の概要は以下の内容を含むものとする。
  - (1) 開催日時、開催場所、出席委員名、議題及び会議結果を含む主な議論の概要
  - (2) 上記(1)の議題には、成分記号（一般名が付されている場合にはその名称を含む。）  
治験依頼者名、開発の相及び対象疾患名（第 相試験に限る。）
  - (3) 上記(1)の審議結果を含む主な議論の概要については、審議結果と主な質疑・応答などの内容（議論がなかった場合は、審議結果のみ）
- 4 ) 治験審査結果報告書の作成及び病院長への提出
- 5 ) 記録の保存  
治験審査委員会で審議の対象としたあらゆる資料、審議等の記録及び治験審査委員会が作成するその他の資料等を保存する。
- 6 ) 治験審査委員会の各委員へのGCP省令等に関する教育
- 7 ) その他治験審査委員会に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

- 3 治験審査委員会事務局は、業務手順書を当院ホームページにて公開し、委員名簿及び会議の記録の概要を事務局にて一般の閲覧に供するものとする。なお、会議の記録の概要について治験依頼者より事前に確認したい旨の申し出があった場合には、求めに応じるとともに、必要に応じマスキングなどの措置を講じた上で公表するものとする。

- 4 前項の会議の記録の概要については、治験審査委員会の開催後2ヶ月以内に閲覧に供するものとする。

### ( 直接閲覧 )

第7条 病院長は、他の医療機関に関して行われる監査及び規制当局による調査を受け入れるものとする。これらの場合には、監査担当者及び規制当局の求めに応じ、治験審査委員会事務局が保存すべき文書又は記録等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供するものとする

### 第3章 記録の保存

（記録の保存責任者）

第8条 治験審査委員会における記録の保存責任者は治験審査委員会事務局長とする。

2 治験審査委員会において保存する文書は以下のものである。

- (1) 当標準業務手順書
- (2) 委員名簿
- (3) 委員の職業及び所属のリスト
- (4) 提出された文書（審議の対象としたあらゆる資料を含む）
- (5) 審議等の記録（議事録、審議及び採決に参加した委員名簿を含む）
- (6) 書簡等の記録
- (7) その他必要と認めたもの

（記録の保存期間）

第9条 治験審査委員会における保存すべき治験に係る文書等は、1）又は2）の日のうち後の日までの間保存するものとする。ただし、治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者と協議するものとする。

- 1）当該被験薬に係る製造販売承認日（開発が中止された又は臨床試験の試験成績に関する資料が申請書に添付されないことが決定された旨の通知を受けた場合にはその通知を受けた日から3年が経過した日）
- 2）治験の中止又は終了後3年が経過した日

2 治験審査委員会は、病院長を経由して治験依頼者より前項にいう承認取得、開発中止の連絡を受けるものとする（書式18）。

以 上